

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
青葉工業（株） 大臣 - 第3850号	葛西 剛	香川県高松市林町 475-1	令和 8年 9月 8日から 令和 8年12月 7日まで (3ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

青葉工業（株）は、他28社と調整し、香川県の発注工事の入札において、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、香川県の発注工事の取引分野における競争を実質的に制限していたとし、公正取引員会より課徴金納付命令を発せられた。

4. 指名停止措置理由等

青葉工業（株）が、香川県発注の公共工事の受注調整に参加したことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」（以下、「要綱」と言う。）第2条第1項に基づき別表第2第4号に該当する。

なお、青葉工業（株）は、指名停止措置期間は6ヵ月とするところを、青葉工業に対し課徴金減免制度の適用事業者であることが公正取引委員会より公表されているため、要綱第4条第3項の適用により指名停止措置期間を2分の1の3ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 4 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）。 イ 県外における建設工事等及び維持修繕業務等	6ヵ月以上24ヵ月以内